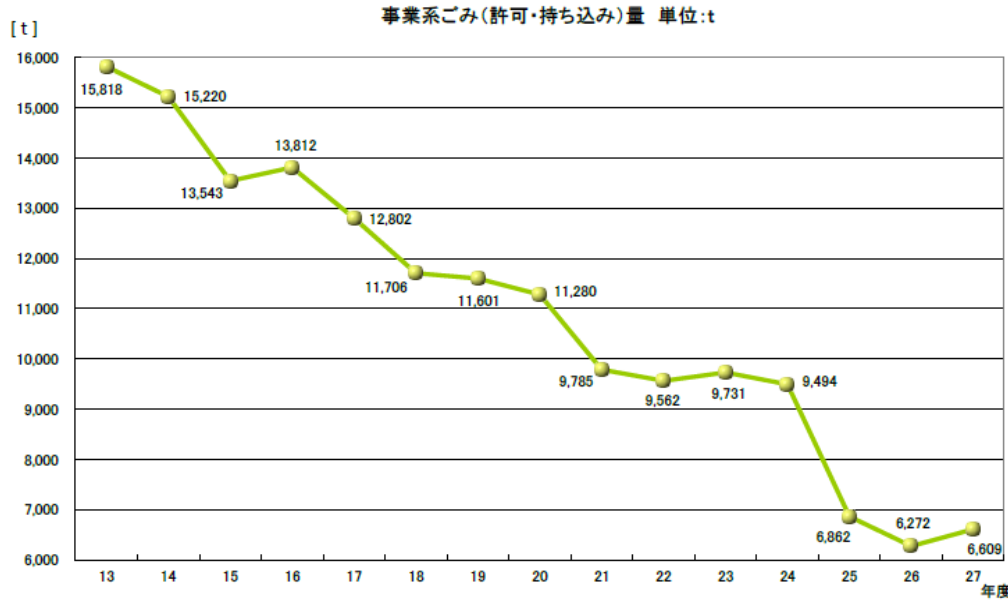


・武蔵野市の場合

H13年度の事業系持ち込みごみが約1.6万 t に達したことを契機にH14年度より事業系ごみ対策専門係りを新設。具体的には月に10トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者（27年度43箇所）に、年間100回程度の立入検査を実施し指導・啓発を行い、廃棄物の減量・再利用の促進を図るとともに、事業者の取り組みを支援するために、ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰事業を行っている。また事業系一般廃棄物処理手数料を改定（1キロ当たり20円から40円に改定）。その結果、H27年度の事業系持ち込みごみは約6,600 t へと大幅な減量に成功した。



・高槻市の場合

H21年4月より「合わせ産廃」の規程を削除し、クリーンセンターに搬入される廃棄物の適正化への取組を本格的に開始した。具体的には搬入時の展開検査と許可業者を通じた排出事業所への指導などを徹底した。これらの対策によって事業系一般廃棄物の搬入量はH22年度に39,043tに減少し、H20年度の搬入量72,642tと比べ、削減率46%に上り、減量に成功した。